三　変更に係る第一種廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における第一種廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）
六　［略］
七　変更後における第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
［略］
3　（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）
**第五条**　法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　第一種廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあっては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
二　第一種廃棄物埋設施設の付近の見取図
［三・四　略］
2　［略］
（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の実施）
**第六条**　法第五十一条の六第一項の規定による第一種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。
［一～三　略］
（第一種廃棄物埋設施設等の技術上の基準）
**第七条**　法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
［一・二　略］
三　埋設を行うことによって、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。
［四・五　略］
（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）
**第九条**　［略］
（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）
**第十一条**　法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～三　略］
［2・3　略］
（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）
**第十二条**　法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。
［一・二　略］

三　変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物埋設施設の設置の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）
六　［同上］
七　変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
［同上］
3　（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）
**第五条**　法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　当該廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあっては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
二　当該廃棄物埋設施設の付近の見取図
［三・四　同上］
2　［同上］
（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の実施）
**第六条**　法第五十一条の六第一項の規定による第一種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。
［一～三　同上］
（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）
**第七条**　法第五十一条の六第一項に規定する第一種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
［一・二　同上］
三　埋設を行うことによって、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。
［四・五　同上］
（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）
**第九条**　［同上］
（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）
**第十一条**　法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～三　同上］
［2・3　同上］
（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）
**第十二条**　法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。
［一・二　同上］